

令和4年8月16日

京都府居住支援協議会 構成団体

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部 本部長 様

京都府居住支援協議会会長



住宅確保要配慮者居住支援法人の周知促進について

平素は、本協議会の運営に御協力いただきありがとうございます。

さて、京都府では、住宅確保要配慮者に対し居住支援（家賃債務保証、賃貸住宅への入居等に関する情報提供・相談、見守りなどの生活支援）を行う法人を「住宅確保要配慮者居住支援法人」として指定しており、現在の指定法人は23法人となりました。

居住支援法人の指定数は年々増加しているものの、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進のためには、居住支援法人と不動産関係者とのより一層の連携が求められているところです。

そこで、京都府居住支援協議会では、別添令和4年度事業計画のとおり、居住支援法人の周知促進に取り組むこととしており、貴団体においても不動産関係者の皆様に居住支援活動に御協力いただけるよう、会員の皆様へ居住支援法人制度を周知いただきますようお願いいたします。

また、各法人の支援内容などをとりまとめた資料「居住支援法人のご紹介」を送付いたしますので、会員の皆様への周知に御活用ください。

なお、同資料は以下の京都府ホームページでもご覧いただけます。

◆京都府居住支援協議会について（「京都府の居住支援法人のご紹介」）

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/kyjyusienkyougikai.html>

（事務局）京都府建設交通部住宅課計画係

和田課長補佐、森副主査

TEL075-414-5361/FAX075-414-5359

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

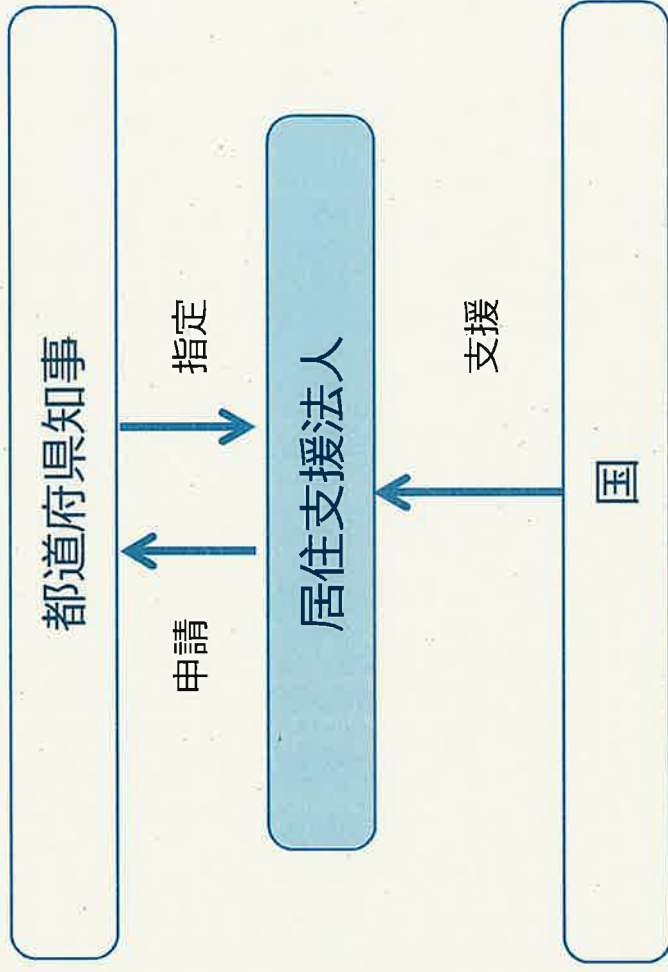
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
(公益社団法人・財団法人を含む)
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る
情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R4年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（11.05億円）の内数